

船橋会計 事務所通信5回目

お世話になっております。もうじき新緑の季節を迎えると思うと、気持ちが踊ります。その一方で震災や不景気などの影響で難しい経営に直面されている経営者の方々もみえると思うと心が痛みます。簡単に「頑張ってください」と言えるような状況ではないので、なかなか適切な言葉が出てきません。そんな状況の中で、少しでも困難な状況を脱出するためにホームページ作成の勉強会をさせていただきます。企画は、会社フルサポートです。

会社フルサポートとは、司法書士・行政書士・社会保険労務士・税理士がチームをくんで会社を総合的にサポートしていこうというビジネスグループです。メンバーは、司法書士 土屋貴士／行政書士 加藤昭雄／社会保険労務士 五十嵐学／税理士 船橋信治 となっております。なお、勉強会の詳細は、同封いたしました別紙に記載されておりますので、ご覧下さい。

最近の船橋会計

4月現在、船橋会計は確定申告も終わりホット一息ついて・・・と言いたいところですが、確定申告時期に処理出来なかった法人の処理が残っているため、その法人処理に追われております。

弊所（ふなはし会計）の特徴は、とても真面目なお客さまが多いということだと感じております。なぜなら、お電話や来所されるお客さまは、常に真剣に経営について語られております。税理士事務所にありがちな過剰な接待交友というものは、弊所（ふなはし会計）にはありません。そのお客さまの真摯な姿勢に応えるためにも、私自身常に勉強してはいけないと感じております。

税法・労働法・商法についての勉強はもちろん大切ですが、それだけでなくコンピューターの知識も必要だと強く感じております。それは、インターネットでホームページを有効に活用する術を知っていることは、私自身だけでなくお客さまの社運もかかってくるからです。

具体的には、ドリームウィーバーというホームページ作成ソフトを学んでおります。これの利点は、細かな設定が出来ることです。私自身のホームページも夏までにはリニューアルしてご紹介出来ると思います。

相続税について

平成23年度改正案によると、相続税の基礎控除は、「5,000万円+1,000万円×法定相続人」から、「3,000万円+600万円×法定相続人とされます。これにより、相続税申告書を提出しなければならない人が増えると考えられます。しかし、まだこれは国会を通過したわけではなく決定してはおりません。6月には、決定しますので後日詳細をご報告したいと思います。

仮にこの改正案が決定したとすると今まで相続税の対象者が日本に4万6千人みえたのが、7万人に増加する見込みです。主に都心部で土地や金融資産を持っている方が新たに対象となります。

そこで船橋会計では、相続税が本当にかかるかどうかのシュミレーションを行っております。金額は、税込みで84,000円から157,500円の間で設定しております。固定資産税の名寄せと金融資産の金額を教えていただければ出来ます。銀行等では、無料で相続税の試算をするサービスもあるようですが、船橋会計では公図を元に正確なシュミレーションを行いますので有料となります。また、弊所（ふなはし会計）では、相続時精算課税や保険契約見直しを含めた総合的な生前対策もご提案いたしますので、報酬が発生して参ります。本来、相続は単に「いくら税額が発生するのか」だけでなく、二次相続と生前対策を含めて総合的に判断する必要性があり、そこまで行って始めてシュミレーションをする意味も出てきます。

交際費について

交際費から除外される飲食費についてご説明します。個人事業者の場合には、飲食した交際費は、全て経費になります。その代わりに、それが本当に交際費なのかプライベートの経費なのか厳しくチェックされます。法人の場合には、交際費の10%が経費に出来ません。

そうなってくると法人の場合は、なるべく交際費にはしたくないですね。飲食などをした経費は、出来るなら交際費でなく会議費にしたいところです。では、どうしたら飲食した金額を会議費にすることが出来るのでしょうか？

以下の内容が記載された帳簿を作成しているかコンピューター入力してれば会議費に出来ます。

- ① その飲食等のあった年月日
- ② その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者等の氏名
- ③ その飲食等に参加した者の数

④ その飲食店、料理店の名称

⑤ 一人当たり5,000円以下になること（※計算式は、下記にあります）

相手方が多数参加したような場合には、〇〇会社〇〇部長他5名 というような書き方でも大丈夫です。

<一人当たり5,000円の計算式>

飲食等のために要する費用として支出する金額÷飲食等に参加した者の数＝一人当たりの金額

➤ この金額の判定は、税込経理をしている時は、消費税を含んだ金額で判断します。弊所（船橋会計）のお客様は、みなさま税込経理をしているはずですので、税込金額で5,000円以下かどうかを判断してください。

➤ 注意したいのは、上記の計算をして、一人当たりの金額が5,000円を超えるときは、その全額が交際費になります。超えた分だけが交際費で5,000円は会議費というようにはなりません。

➤ また一次会は寿司屋で二次会はスナックという場合は、それぞれのお店のレシートで判断してください。一次会も二次会もスナックで行った場合には、区分しないでまとめて5,000円以下かどうかを判断してください。

良かった本をご紹介

疲れた時や心が動揺しているときに本や新聞を読むとホット一息つきますよね。良い本は沢山あって多分皆様の方がよくご存知だと思いますが、最近私が良かったと思う本をご紹介させていただきます。私は、職業柄自己啓発的な本をよく読みます。だからお説教くさいといえお説教くさい本が多いです。つまらないと言えつまらない。でも、自分を自分で向上させることほど楽しくエキサイティングなことは他にあまりないのではないのでしょうか。ということでやっぱり自己啓発的な本になります。

題名：「自分らしさ」をうまく生かして成功する法

著者：ミック・ウクレヤ博士／ロバート・ローバー博士

訳者：齋藤 孝 平成2010年2月20日 第1刷発行

発行所：株式会社イースト・プレス

税務調査のポイント

請求書と見積書は、調査の場合どちらも大切な資料となります。税務署調査官（以下Zと呼ぶ）は、請求書と見積書に違いがないか確認する場合があります。

① 例えば、見積書があるのに請求書がない場合には、隠し口座に売上入金を見せて売上を隠ぺいしているのではないかとZは考えるのです。

② 社長（以下Sと呼ぶ）が、「見積もりしたものの全部が売上になるわけではないので、見積書があつて請求書がない工事はたくさんあるもんですよ」と言います。

③ それでは、と言ってZは、Sの手帳を見せてもらい見積書と照合していきます。すると見積書と同じ現場が手帳にも書いてあつて工事をやっている。売上帳にも請求書にも出てこない現場が手帳には書いてあるのをZは見つけました。

④ Sは慌てて、「請求書もありませんし、入金もありません。もう覚えていませんし、下見だけするというのもよくあります」、と言いました。

⑤ Zは確認のためSの得意先に出向き、工事を依頼した形跡がないかを調べることにしました。

・・・このような形で見積書もチェックされることはよくあります。売上を隠ぺいするという事はないと思いますが、怪しまれるのは面白くありませんので、見積書や営業日報・手帳などは5年分しっかり保管しておく方が良いでしょう。

☆ 調査はなるべく税理士も立ち会いをした方がお客様も楽だと思います。調査立ち会いの場合には、2時間で18,000円の税理士報酬となります。

遠方出張の場合には、片道の旅費で1時間あたり4,000円が発生いたします。

お客様紹介コーナー

船橋会計のお客さまをご紹介させていただくコーナーです。今回は、株式会社アイシーの林潤さんをご紹介させていただきます。

林さんのお仕事は、パソコンのネットワークなどを構築するのが主たるものですが、その他にも下記にあるようにパソコン全体のさまざまなサービスを提供していらっしゃいます。昭和56年生まれのお若い経営者です。元気よくテキパキ仕事をして下さいますし、責任をもってしっかり業務を完了してくれます。

お仕事の依頼は、お気軽に下記の連絡先にお電話してください。まずは、無料でご相談に乗っていただけるそうです。無料相談の後に、お見積りを出してもらえます。

《㈱アイシーの業務内容》

- 小規模ソーホー向けのパソコンネットワーク環境の見直し
- 複数あるパソコンの線がわずらわしいので無線LAN環境の構築
- 色・大きさ・機能性能を必要に応じてオリジナルパソコン作成
- 1階のパソコンを2階で見られれば、2階でも仕事ができる

- ウェブカメラを使った遠隔地同士でのネットワークミーティング
- 遠隔地の親類・友人・要介護者とパソコン上で話ができる
- 裏にある事務所や1階レジなどをウェブカメラで防犯確認出来る

連絡先：080-4226-1414（お気軽にお電話ください）

会社住所：小牧市大字二重堀1074番地7 704号

東北関東大震災の寄附

3月11日、東日本太平洋沖に大地震が発生し、一部では20メートル近くの大津波が押し寄せました。インターネットのユーチューブではテレビだと見られなかった、恐ろしい津波が押し寄せる映像が流れています。実際の津波の悲劇は映像では図り知れないほどの怪物的な恐ろしさを持って内陸を襲ってきたようです。そんな中、寄附を考えていらっしゃる方も多いのではないのでしょうか。

寄附は、一定の範囲で税務上の特典が受けられます。それをご紹介します。個人の方が、県の災害対策本部や義援金配分委員会に対して支払った義援金は、「特定寄付金」に該当し、寄付金控除の対象となります。法人の場合には、「国等に対する寄付金」に該当し、その全額が損金に算入されます。

日本赤十字社と中央共同募金会に支払った寄付金は上記の対象になります。

認定NPO法人に支払った寄付金は、特定公益増進法人に対する寄付金となり税務上の特典が受けられます。しかし、ただのNPO法人（認定NPOでないもの）や職場の有志で組織した団体や人格のない社団等に寄附した場合には、税務上の特典に制限がされる場合があります。

確定申告を行うに当たり、寄附したことを証する書類が必要になりますので、以下のような書類を保管しておいて下さい。

- ① 県災害対策本部や義援金配分委員会等が発行する受領書
- ② 日本赤十字社等が発行する受領書又は募金団体の預かり証
- ③ 郵便振替で支払った場合の半券（受領書）
- ④ 銀行振込で支払った場合の振込票の控え

※ただし、日本赤十字社の「東北関東大震災義援金」口座、中央共同募金会の「各県の被災者の生活再建のための義援金」及び「地震災害におけるボランティア・NPO活動支援のための募金」口座への寄付金については不要です。

会社フルサポートホームページ

会社フルサポートのホームページを公開しております。メンバー4人の顔写真も掲載してあります。お時間のあるときにインターネットでご覧になってください。<http://fullsupport.sakura.ne.jp/>

車検について

車検を行ったり車を買換えた場合には、その契約書などで明細がわかるものをファックスかスキャナーで送ってください。小さな字ですとファックスに映らないことがありますので、スキャナーか郵送で送っていただくと助かります。

専門家の支払いについて

司法書士や社会保険労務士の報酬を支払った場合には、たいてい源泉所得税がひかれます。その源泉所得税を仕訳する必要がありますので、専門家の報酬を支払った場合には、その明細がわかるものをファックスかスキャナーでお送り下さい。

お客様紹介について

御蔭様で船橋会計のお客様は不景気にも関わらず増加しております。いっそうお客様が増えて総合的に地域貢献出来る事務所になりたいと考えております。

そのため法人（法人にしようとしてされている方）のお客様をご紹介いただいで顧問契約が成立してから3カ月経過した場合には、1万円相当の商品券を御礼にプレゼントさせていただきます。

終わり

発行：船橋信治税理士事務所 税理士登録番号100218

住所：〒485-0075 小牧市三ッ淵772番地2

電話：0568-42-2880 ファックス：0568-41-7446

ホームページアドレス：<http://www.funahashi.biz/>